

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例
申請の手引き
(第2版)

長野県建設部砂防課
令和5年3月

～目次～

I 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例の概要	1～4
1 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例の目的.....	1
2 長野県(管轄する建設事務所等)の許可が必要な土砂等の盛土等.....	1
3 許可手続きの一連の流れ.....	1～2
(1)許可申請	
(2)審査	
(3)許可	
(4)定期報告	
(5)完了届出	
4 関係者の責務.....	2
5 土砂等の盛土等を行う者に対する命令等.....	3
6 罰則.....	3
7 条例に関するお問い合わせ先.....	3
8 条例の概要図.....	4
II 許可申請	5～13
1 許可申請フロー図.....	5
2 土砂等の盛土等について.....	6～9
(1)主な用語の定義	
(2)本条例の適用除外となる土砂等の盛土等	
3 許可申請.....	10～13
(1)盛土等区域の土地の所有者の同意	
(2)周辺の住民に対する説明会の開催等	
(3)本条例以外の必要な許認可等の確認	
(4)申請書類(新規許可)の作成	
(5)申請書類の提出先	
III 許可後の手続き	14～21
1 許可後の手続きフロー図.....	14
2 許可を受けた方の義務行為.....	15～17
(1)管理責任者の設置	
(2)標識、境界標の設置	
(3)土砂等管理台帳の作成	
(4)土砂等使用量の報告	

(5)関係図書の保存	
3 変更の許可手続き	18
(1)変更の許可(規則で定める軽微な変更を除く)	
(2)軽微な変更	
4 譲受けの許可手続き	19
5 地位の承継の届出手続き	20
6 土砂等の盛土等の完了の届出等	21
7 完了(廃止)の確認	21

IV 条例に関する構造基準

V 参考資料

1 様式記載例	23~52
2 各チェックリスト	52~65
3 申請窓口(お問い合わせ先)一覧	66

I 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例の概要

1 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例の目的

土砂等の盛土等に関し、土砂等の盛土等を行う方、土地を所有している方、土砂等を発生させる方及び県の責務を明らかにするとともに、土砂等の盛土等の規制に関する必要な事項を定めることにより、土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、もって県民の安全の確保に資することを目的としています。

※以降、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例」を「条例」、「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則」を「規則」と呼ぶこととします。

2 長野県(管轄する建設事務所等)の許可が必要な土砂等の盛土等

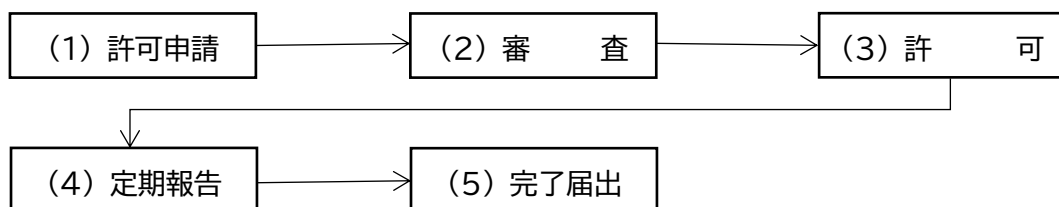
「面積が3,000㎡以上又は高さが5m以上の土砂等の盛土等」が許可の対象となります。

ただし、条例及び規則にて、適用除外となる土砂等の盛土等を定めています。

<適用除外となる土砂等の盛土等(参考)>

- ・国、地方公共団体などが発注し、又は自ら行う土砂等の盛土等
- ・長野県砂防指定地管理条例第3条第1項の許可による土砂等の盛土等

3 許可手続きの一連の流れ



(1) 許可申請

申請前に以下の対応をし、長野県(管轄する建設事務所等)に申請書類を提出しなければなりません。

- ① 土地所有者の同意の取得、周辺地域の住民に対する説明会の開催
- ② 本条例以外の必要な許認可等の確認

(2) 審査

条例第13条等の許可基準に照らし、長野県(管轄する建設事務所等)が審査を行います。

(3) 許可

(2)の審査によって、許可基準を満たしていれば、長野県(管轄する建設事務所等)が当

該行為に対して許可します。許可を受けた後、管理責任者の設置、標識の掲示及び土砂等管理台帳の作成等をしなければなりません。その他、長野県(管轄する建設事務所等)が発する命令に従わなければなりません。

(4) 定期報告

「土砂等の使用量」又は「搬入量及び搬出量」を報告しなければなりません。

(5) 完了届出

事業完了又は廃止した時は、届け出なければなりません。

4 関係者の責務

対象者	責 務
盛土等を行う方	土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければなりません。
土地を所有している方	所有する土地において不適正な土砂等の盛土等が行われないよう努めるとともに、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために当該土地を適正に管理するよう努めなければなりません。
土砂等を発生させる方	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動により発生させる土砂等の量をできるだけ抑制し、かつ、発生させた土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等が不適正な土砂等の盛土等に用いられることのないよう適正な処理に努めなければなりません。 ・発生させた土砂等による盛土等が行われる場合にあつては、当該土砂等の盛土等を行う方に対し、当該土砂等による盛土等が適正に行われるために必要な情報の提供その他必要な協力を行わなければなりません。

5 土砂等の盛土等を行う者に対する命令等

長野県(管轄する建設事務所等)は、無許可で盛土等を行った者、条例の規定に違反した者等に対して、措置命令等を発令することができます。

命令等の内容	命令等の対象となる場合
措置命令又は 停止命令	緊急の必要があると認められる場合、施工中に基準不適合が認められた場合
措置命令	無許可で盛土等を行った場合、完了後・許可取消後に基準不適合が認められた場合
許可の取り消し	不正に許可を受けた場合、欠格要件に該当した場合 等
停止命令	許可条件に違反した場合、管理責任者設置の規定に違反した場合 等

6 罰則

最大で2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科されます。

対象行為内容	罰則内容
無許可盛土等、許可不正取得 等	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
措置命令違反 等	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
土砂搬入禁止区域への土砂搬入 等	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金
土砂管理台帳作成義務違反 等	50万円以下の罰金
完了届出義務違反 等	30万円以下の罰金

7 条例に関するお問い合わせ先

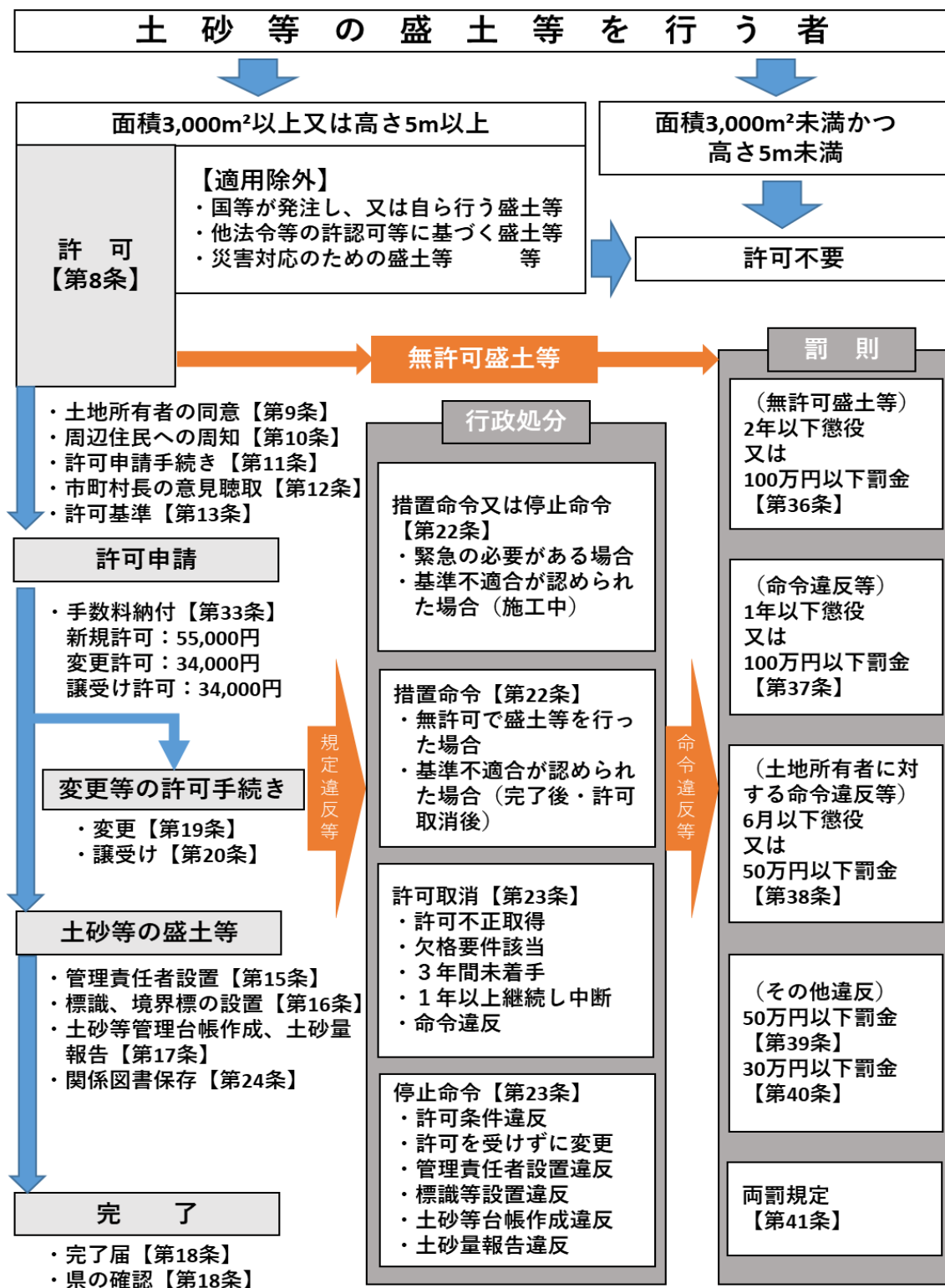
長野県建設部砂防課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話番号:026-235-7316

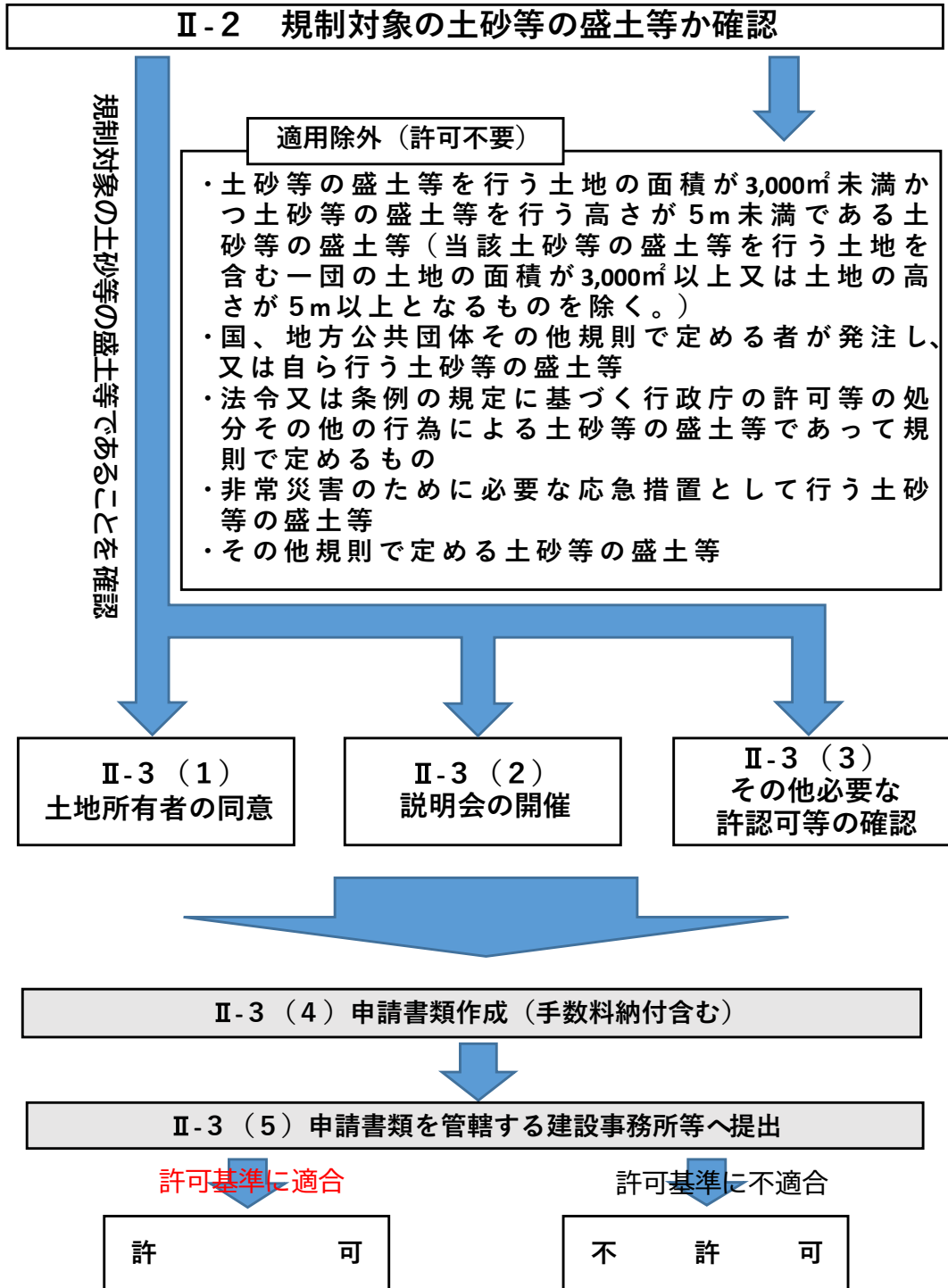
F A X:026-233-4029

8 条例の概要図



II 許可申請

1 許可申請フロー図



2 土砂等の盛土等について

一定規模以上(土砂等の盛土等を行う土地の面積が 3,000 m²以上又は土砂等の盛土等を行う高さが5m以上)である土砂等の盛土等を行おうとする方は、盛土等区域ごとに、長野県(管轄する建設事務所等)の許可を受けなければなりません。許可が必要な土砂等の盛土等かどうか、以下記載等を参考にご確認ください。なお許可が不要な土砂等の盛土等であっても、災害の発生を防止するため、必要な措置を講じていただく場合があります。

<一団の土地の扱い>

当初の計画では、盛土等を行う土地の面積が 3,000 m²未満であっても、当該土地の面積が、3,000 m²を超えることが明らかになった時点で条例第8条の許可の申請をする必要があります。

盛土等が行われる土地が複数あり、それぞれの面積が 3,000 m²未満であっても、一団の土地と認められれば、条例第8条の許可の申請をする必要があります。一団の土地として扱われるかどうかについては、個別の事情を勘案し判断されますので、管轄する建設事務所等までご相談ください。

(1) 主な用語の定義

<土砂等とは>

土 砂:土、砂、礫^{れき}、砂質土、礫質土^{れき}、シルト、粘土など
土砂等:土砂及び土砂に混入し、又は付着している物

<土砂等の盛土等とは>

盛土、土地の埋立てその他の土砂等の堆積を行う行為のことをいいます。なお、堆積には「仮置き」を含みます。

<土砂等の盛土等を行う土地の面積とは>

盛土等区域のうち、実際に土砂等が置かれる場所の面積をいいます。なお、盛土等区域とは、盛土等を行う土地に加え、周辺に設置される進入路、排水施設等の盛土等行為に関連する土地を含みます。

<土砂等の盛土等を行う高さとは>

盛土等を行う前の地盤面の最も低い地点と盛土等によって生じる地盤面の最も高い地点との垂直距離をいいます。

(2) 本条例の適用除外となる土砂等の盛土等

条例第8条第1号(①)から第5号(⑤)にて、以下のとおり定めています。

条例第8条第1号～第5号

- ① 土砂等の盛土等を行う土地の面積が 3,000 m²未満かつ土砂等の盛土等を行う高さが5m未満である土砂等の盛土等(当該土砂等の盛土等を行う土地を含む一団の土地の面積が 3,000 m²以上又は土地の高さが5m以上となるものを除く。)
- ② 国、地方公共団体その他規則で定める者が発注し、又は自ら行う土砂等の盛土等
- ③ 法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等の処分その他の行為による土砂等の盛土等であって規則で定めるもの
- ④ 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の盛土等
- ⑤ その他規則で定める土砂等の盛土等

<条例第8条第2号の「その他規則で定める者」とは>

規則第2条にて、以下の者を地方公共団体に準じる団体として定めています。

・地方住宅供給公社	・地方道路公社
・日本下水道事業団	・国立研究開発法人森林研究・整備機構
・独立行政法人水資源機構	・独立行政法人都市再生機構
・東日本高速道路株式会社	・中日本高速道路株式会社

<条例第8条第3号の「法令又は条例の規定に基づく行政庁の許可等の処分その他の行為による土砂等の盛土等であって規則で定めるもの」とは>

規則第3条にて、本条例の許可を要しない他法令等に基づく処分による土砂等の盛土等を以下のとおり定めています。

法令又は条例	条項及び処分
採石法	第33条の認可
森林法	第10条の2第1項又は第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可
道路法	第24条の承認又は同法第32条第1項若しくは第91条第1項の許可
地すべり等防止法	第18条第1項の許可
宅地造成及び特定盛土等規制法	第12条第1項又は第30条第1項の許可
河川法	第20条の承認又は同法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項若しくは第58条の6第1項の許可

河川法施行令	第16条の8第1項の許可(同項第2号に係るものに限る。)
砂利採取法	第16条の認可
都市計画法	第29条第1項又は第2項の許可
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7条第1項の許可
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第8条第1項又は第15条第1項の許可(最終処分場に係るものに限る。)
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	第10条第1項の許可
土壤汚染対策法	第22条第1項の許可
長野県砂防指定地管理条例	第3条第1項の許可

<条例第8条第5号の「その他規則で定める土砂等の盛土等」とは>

規則第4条第1号(①)から第7号(⑦)にて、本条例の許可を要しない土砂等の盛土等を以下のとおり定めています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が同項に規定する公の施設の管理として行う土砂等の盛土等 ② 森林法第26条第1項若しくは第2項又は同法第26条の2第1項若しくは第2項の解除に伴い行う土砂等の盛土等 ③ 土壤汚染対策法第6条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の盛土等又は同法第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去として行う土砂等の盛土等 ④ 法令若しくは条例又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂等の盛土等 ⑤ 森林組合又は林業を営む者が国又は地方公共団体から補助金の交付を受け、かつ、林道技術基準(平成10年3月3日付け9林野基第812号林野庁長官通知)その他の林道又は作業路網の構造上及び施工上の指針に適合して行う林道又は作業路網の整備に伴い行う土砂等の盛土等 ⑥ 運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂等の盛土等 ⑦ コンクリート、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料及び製品としての土砂等のみを用いて行う土砂等の盛土等 ⑧ <u>盛土等の土砂等の高さ(土砂等の盛土等を行う前の地盤の最も低い地点と土砂等の盛土等によって生じた地盤の最も高い地点との垂直距離をいう。)</u>が1m以下の土砂等の盛土等 |
|--|

<規則第4条第8号の「盛土等の土砂等の高さが1m以下」の考え方の留意点>

傾斜地において、土砂等の盛土等が行われる場合には、薄く土を敷き均したとしても、垂直距離が図1のとおり1m以上となることもあり、許可が必要となる場合があります。(図1のとおり)

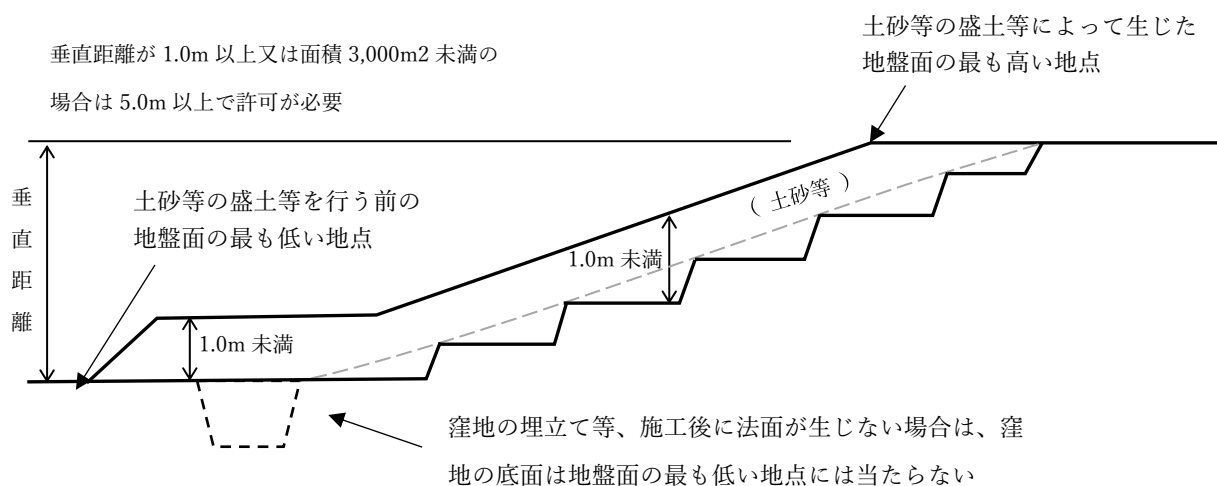


図1(高さの考え方)

3 許可申請

【申請前に行うこと】

(1) 盛土等区域の土地の所有者の同意

申請者は、事前に土地の所有者に説明を行い、同意(様式第 1 号)を得なければなりません。ただし、「盛土等区域外への搬出を目的とする場合(※一時堆積)」には、説明内容が少し異なります。

※一時堆積とは他の場所への搬出を目的として行われる土砂等の盛土等のことを指します。

<基本の説明項目>

説明事項	
1	氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2	土砂等の盛土等の目的
3	盛土等区域の位置
4	土砂等の盛土等を行う土地の面積及び盛土等の高さ
5	土砂等の盛土等に使用される土砂等の量
6	土砂等の盛土等の期間
7	土砂等の盛土等の施工を管理する者の氏名 (条例第15条において「管理責任者」という。)
8	土砂等の盛土等の用に供する施設の設置、土砂等の搬入その他土砂等の盛土等の施工に関する計画

<盛土等区域外への搬出を目的とする場合(※一時堆積)の説明項目>

説明事項	
1	基本の説明項目の1~4及び6~8
2	年間の土砂等の盛土等に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量

(2) 周辺の住民に対する説明会の開催等

申請者は、当該許可の申請日から起算して 30 日前までに、盛土等区域の周辺地域の住民に対し、申請書の内容等を周知させるための説明会を開催しなければなりません。

<説明会の留意点とは>

区分	内容
対象の住民	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土等区域の隣接地の住民 ・盛土等区域の属する自治会に係る区域の住民 ・盛土等を行う土地の下流域に盛土等の土砂等が流出するおそれがある場合においては、下流域が属する自治会等の区域等の住民
開催時期	申請日から起算して 30 日前まで
周知方法	周辺地域の住民の見やすい場所に掲示等を行う。(他、回覧板等)
説明内容	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書の内容 ・申請者に対して対象の住民が意見書を提出できること ・意見書の提出方法(提出場所・日時、書式、郵送の可否等) 等
説明会の開催時に記録すべきこと	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者数 ・出席者の発言内容(意見や要望)及びそれに対する回答内容 等

<説明会が終わった後は>

説明会の開催の状況、住民から提出された意見書の概要及びその意見を受けてとった措置その他規則で定める事項を、様式第 2 号を用いて記載しなければなりません。

様式第 2 号記載事項(説明会ごとに作成)	
1	申請者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2	盛土等区域の位置
3	説明会の開催日時
4	説明会の開催場所
5	説明会開催についての周知の範囲とその方法
6	説明者の氏名 (法人にあっては、氏名及び役職名)
7	住民の出席者数
8	説明会の概要
9	意見書の概要
10	意見への対応状況
添付書類(説明のために使用した資料、説明内容、参加者の要望及び意見並びにこれらに対する回答について具体的に記載した議事録、意見書)	

(3) 本条例以外の必要な許認可等の確認

本条例による許可が下りたとしても、他法令等の規制の対象となる可能性があります。許認可等の手続きが必要かどうか、所管する各機関に確認してください。以下記載の法令等はあくまで、参考となります。

法令等(内容) ※条文は抜粋となります。	
・	建築基準法第 6 条(建築物の建築等の届出)
・	鉱業法第 63 条(鉱業の届出)
・	農業振興地域の整備に関する法律第 15 条の2(農用地区域内における開発行為の届出)
・	農地法第 4 条(農地の転用の届出)
・	土壌汚染対策法第 4 条(土地の形質変更の届出)
・	大気汚染防止法第 18 条(一般粉じん発生施設の設置等の届出)
・	文化財保護法第 93 条(土木工事のための発掘の届出)
・	環境影響評価法第 12 条(環境影響評価手続き)
・	自然公園法第 33 条(開発行為等の届出)
・	青線や赤線等の法定外公共物の確認
・	規則第 3 条及び第 4 条に掲げる法令や行為等

【申請書類の提出】

(4) 申請書類(新規許可)の作成

提出部数は正本1部、副本2部で、提出書類は以下の表のとおりとなります。

※記載方法についてはチェックリスト等をご参照ください。

提出書類	
1	様式第 3 号(土砂等の盛土等許可申請書) ※付表1・2 含む
2	長野県収入証紙(55,000 円)
3	様式第 1 号その1(土砂等の盛土等に係る土地使用同意書)
4	様式第 2 号(説明会の開催結果等報告書)
5	盛土等区域及びその周辺の状況を示す図面
6	住民票の写し(※詳細はチェックリストに記載)
7	参考様式第 1 号(誓約書)
8	土砂等の盛土等の施工に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類及び次に掲げる書類 (ア)法人にあつては、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (イ)個人にあつては、資産に関する調書並びに直前 3 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

	(ウ)資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類 (エ)資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類
9	盛土等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
10	盛土等区域の現況平面図及び現況断面図
11	盛土等区域の測量図及び求積図
12	盛土等区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図
13	盛土等区域の流域図
14	土砂等の盛土等に使用される土砂等の量の計算書
15	安定計算書(土砂等の盛土等の構造の安定性の計算を行った場合)
16	擁壁又は宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条に規定する崖面崩壊防止施設(以下「擁壁等」という。)を設置する場合にあっては、当該擁壁等の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
17	排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びにこれらの算定の根拠を記載した書類
18	排水施設の平面図及び断面図
19	土砂等の盛土等が行われている間における、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置を明らかにした書類
20	その他長野県が必要と認める書類

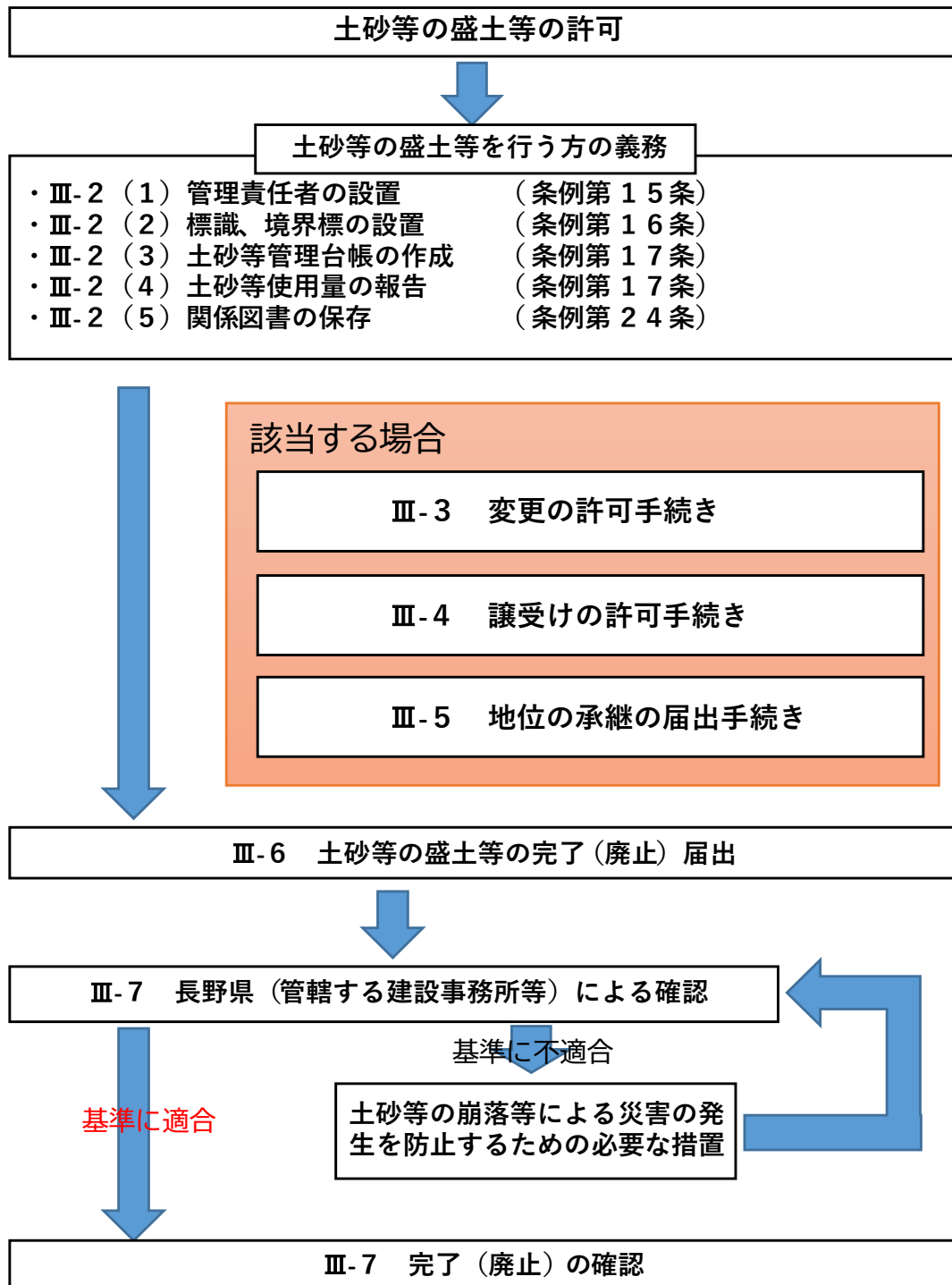
(5) 申請書類の提出先

申請窓口は、「V 参考資料 3 申請窓口(お問い合わせ先)一覧」のとおりとなります。事前に電話により予約されてから、管轄する建設事務所等に申請書類をお持ちください。内容に確認が必要な場合がありますので、郵送ではなく、直接申請でお願い致します。

なお、2以上の建設事務所の管轄をまたがる盛土等について申請する場合の提出先は「長野県建設部都市・まちづくり課」となります。

Ⅲ 許可後の手続き

1 許可後の手続きフロー図



2 許可を受けた方の義務行為

(1) 管理責任者の設置

管理責任者は施工者又はその使用人に限ります。なお、盛土等区域ごとに、設置しなければなりません。

<管理責任者の仕事とは>

当該許可に係る盛土等区域における土砂等の崩落等による災害の発生の防止のための必要な施工の管理等を行います。

(2) 標識、境界標の設置

許可内容を記載した標識(様式第4号)及び境界標を設置しなければなりません。

<標識に記載する許可内容とは>

様式第4号記載事項	
1	許可を受けた方の氏名、住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び連絡先
2	許可年月日、許可番号及び許可をした者
3	盛土等区域の位置、土砂等の盛土等を行う土地の面積及び盛土等の高さ
4	一時堆積以外の場合にあつては、土砂等の盛土等の期間
5	管理責任者の氏名及び連絡先
6	盛土等区域を管轄する機関の名称、住所及び連絡先

(3) 土砂等管理台帳の作成

当該月における、以下の表に掲げる事項を、土砂等の発生場所ごと、毎月の末日までに土砂管理台帳(様式第5号その1又はその2)に記載しておかなければなりません。

<土砂等管理台帳(様式第5号その1又はその2)に記載する事項とは>

様式第5号記載事項		土砂等の盛土等	
		一時堆積でない場合	一時堆積である場合
		記載要否	
1	許可年月日及び許可番号	要	要
2	許可を受けた方の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及び連絡先	要	要

3	土砂等の発生場所の事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	要	要
4	土砂等の発生場所の工事等の名称	要	要
5	盛土等区域の位置、土砂等の盛土等を行う土地の面積及び盛土等の高さ	要	要
6	土砂等の盛土等の期間	要	不要
7	土砂等の搬入の日付	要	要
8	1日あたりの土砂等の搬入量(m ³)	要	要
9	搬入のための車両台数(台)	要	要
10	土砂等の搬出の日付	不要	要
11	1日当たりの土砂等の搬出量(m ³)	不要	要
12	搬出のための車両台数(台)	不要	要

(4) 土砂等使用量の報告

当該許可に係る土砂等の盛土等に使用した土砂等の量などを、許可を受けた土砂等の盛土等の期間を3月ごとに区分した期間ごとに、当該各期間経過後20日以内までに、長野県(管轄の建設事務所等)に報告(様式第6号その1又はその2)しなければなりません。

<報告の期限について>

例えば、許可を受けた期間が令和5年4月1日から令和6年3月31日の場合、3月ごとに区分すると、「①4月1日～6月30日、②7月1日～9月30日、③10月1日～12月31日、④1月1日～3月31日」となります。したがって報告期限は「①7月20日、②10月20日、③1月20日、④4月20日」となります。※今回挙げた例は、土日祝日を考慮していません。

<土砂等使用量報告書(様式第6号その1又はその2)の記載事項とは>

様式第6号記載事項		土砂等の盛土等	
		一時堆積で ない場合	一時堆積で ある場合
		記載要否	
1	氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	要	要
2	許可年月日及び許可番号	要	要
3	盛土等区域の位置、土砂等の盛土等を行う土地の面積及び盛土等の高さ	要	要
4	土砂等の盛土等の期間	要	不要

5	報告に係る期間	要	要
6	盛土等に使用される土砂等の量	要	不要
7	報告に係る期間の前までに使用された土砂等の量の累計	要	不要
8	報告に係る期間中に使用された土砂等の量	要	不要
9	土砂等の発生場所及び工事等の名称	要	不要
10	報告に係る期間を経過した時点までに使用された土砂等の量の累計	要	不要
11	報告に係る期間の前までに搬入及び搬出された土砂等の量の累計	不要	要
12	報告に係る期間中に搬入及び搬出された土砂等の量	不要	要
13	報告に係る期間を経過した時点までに搬入及び搬出された土砂等の量の累計	不要	要
(添付書類) 土砂等管理台帳の写し			

(5) 関係図書の保存

許可通知を受けた日又は当該許可の取り消しの日のいずれか早い日から5年を経過する日までの間、土砂等管理台帳及びこの条例に基づいて長野県(管轄する建設事務所等)に提出した書類の写しを保存しなければなりません。

3 変更の許可手続き

(1) 変更の許可(規則で定める軽微な変更を除く)

許可の内容に変更が生じた場合は、変更の許可を受けなければなりません。ただし規則で定める軽微な変更については、この限りではありません。提出部数は正本1部、副本2部で、提出書類は以下の表のとおりとなります。申請窓口は新規許可と同様です。

なお、許可期限が切れてからの変更は認められません。したがって、事業変更計画を含む事業変更許可が必要な場合には、許可の期限が切れる3～6か月程度前から余裕を持って、手続きをするようにしてください。

※記載方法についてはチェックリスト等をご参照ください。

提出書類	
1	様式第9号(土砂等の盛土等許可申請書(変更の許可)) ※付表含む
2	長野県収入証紙(34,000円)
3	規則第6条第2項第1号又は同項第2号のイ若しくはウに掲げる書類のうち変更の許可を受けようとする内容に係るもの
4	様式第1号その2(土砂等の盛土等に係る土地使用同意書)
5	その他長野県が必要と認める書類

(2) 軽微な変更

許可の内容に、規則で定める軽微な変更が生じた場合、その日から30日以内に、変更の届出を行わなければなりません。提出部数は正本1部、副本2部で、提出書類は以下の表のとおりとなります。申請窓口は新規許可と同様です。

※記載方法についてはチェックリスト等をご参照ください。

提出書類	
1	様式第10号(土砂等の盛土等変更届)
2	規則第6条第2項第1号又は同項第2号のイ若しくはウに掲げる書類のうち軽微な変更をした内容に係るもの
3	その他長野県が必要と認める書類

<軽微な変更とは>

- ・氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地)の変更
- ・土砂等の盛土等に使用する土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)
- ・土砂等の盛土等を行う期間の変更(当該期間を短縮させるものに限る。)
- ・管理責任者の氏名の変更
- ・土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更(当該施設の機能を高めるものに限る。)
- ・規則第6条第1項各号に掲げる事項の変更(申請者が法人である場合の役員の氏名及び住所の変更 等)

4 譲受けの許可手続き

土砂等の盛土等の許可を受けた方から当該許可に係る事業を譲り受けようとする方は、盛土等区域ごと、譲り受けの許可を受けなければなりません。提出部数は正本1部、副本2部で、提出書類は以下の表のとおりとなります。

なお、許可期限が切れてからの譲受けは認められません。したがって、事業の譲受けが生じる場合には、許可の期限が切れる3～6か月程度前から余裕を持って、手続きをするようにしてください。

※記載方法についてはチェックリスト等をご参照ください。

提出書類	
1	様式第 11 号(土砂等の盛土等の譲受け許可申請書) ※付表含む
2	長野県収入証紙(34,000 円)
3	規則様式第 1 号その3(土砂等の盛土等に係る土地使用同意書)
4	住民票の写し(※詳細はチェックリストのとおり)
5	参考様式第 1 号(誓約書)
6	土砂等の盛土等の施工に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類及び次に掲げる書類 (ア)法人にあっては、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (イ)個人にあっては、資産に関する調書並びに直前 3 年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (ウ)資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類 (エ)資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類
7	譲受けの事実を証する書類
8	その他長野県が必要と認める書類

5 地位の承継の届出手続き

許可を受けた方の地位を承継した方は、当該承継があった日から30日以内に届け出なければなりません。提出部数は正本1部、副本2部で、提出書類は以下の表のとおりとなります。申請窓口は新規許可と同様です。

記載方法については、チェックリスト等をご参照ください。

<地位を承継する方とは>

事例	地位を承継する方
相続があった場合	相続人
合併又は分割があった場合	合併後存続する法人 又は 合併により設立した法人 又は 分割により当該許可に係る事業を承継した法人

提出書類	
1	様式第12号(土砂等の盛土等地位承継届) ※付表含む
2	住民票の写し
3	参考様式第1号(誓約書)
4	土砂等の盛土等の施工に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類及び次に掲げる書類 (ア)法人にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (イ)個人にあっては、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (ウ)資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類 (エ)資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類
5	承継の事実を証する書類
6	その他長野県が必要と認める書類

6 土砂等の盛土等の完了の届出等

土砂等の盛土等の許可を受けた方は、当該許可に係る土砂等の盛土等を完了し、又は廃止したときは、その日から30日以内に、その旨その他規則で定める事項を、様式7号(完了)又は8号(廃止)に記載して長野県(管轄する建設事務所等)に届け出なければなりません。

<完了(廃止)届(様式7・8号)の記載事項とは>

記載事項(様式第7・8号)	
1	氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
2	許可年月日及び許可番号
3	盛土等区域の位置、土砂等の盛土等を行った土地の面積及び盛土等の高さ
4	土砂等の盛土等の期間
5	土砂等の盛土等を完了し、又は廃止した年月日
6	完了した又は廃止した盛土等区域における土地及び土砂等の堆積の形状
7	盛土等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置を講じている場合にあつては、その内容
8	廃止の理由(廃止の場合のみ)

7 完了(廃止)の確認

条例に係る技術的基準等に照らし合わせ、完了(廃止)の確認を行います。ご提出いただいた完了(廃止)届を長野県(管轄する建設事務所等)が審査し、基準に適合していない場合は、申請者に土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じていただく等、別途対応をお願いする場合があります。

IV 条例に関する構造基準

別に定めました「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例に係る技術的基準」は、ホームページに掲載がありますので、各基準等をご確認ください。

「長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例に係る技術的基準」の目次

第1章 本基準の趣旨

第2章 関係指針等

第3章 別表第1に関する技術的基準

- 1 軟弱地盤等における措置
- 2 盛土等と地山の接続(窪地)
- 3 盛土等と地山の接続(段切り)
- 4 盛土等の高さ及び法面の勾配
- 5 特殊条件における盛土等の形状や構造
- 6 擁壁の構造
- 7 小段の設置
- 8 地表水の排水施設
- 9 盛土内の排水施設
- 10 盛土等の締固め
- 11 法面の下部の構造
- 12 法面保護
- 13 飛散及び流出防止

第4章 別表第2に関する技術的基準

- 1 軟弱地盤等における措置
- 2 地表水の排水施設
- 3 土地の勾配の選定
- 4 保安地帯の設置
- 5 土砂等の堆積の高さ
- 6 法面の勾配

参考文献

V 参考資料

1 様式記載例

様式一覧

様式番号	名称	関係条項
様式第 1 号その1	土砂等の盛土等に係る土地使用同意書	条例第 9 条
様式第 1 号その2	土砂等の盛土等に係る土地使用同意書(変更の許可)	条例第 9 条
様式第 1 号その3	土砂等の盛土等に係る土地使用同意書(譲受けの許可)	条例第 9 条
様式第 2 号	説明会の開催結果等報告書	条例第 10 条
様式第 3 号	土砂等の盛土等許可申請書(付表1・2含む)	条例第 11 条
様式第 4 号	標識	条例第 16 条
様式第 5 号その1	土砂等管理台帳	条例第 17 条
様式第 5 号その2	土砂等管理台帳(搬出用)	条例第 17 条
様式第 6 号その1	土砂等使用量報告書	条例第 17 条
様式第 6 号その2	土砂等使用量報告書(一時堆積)	条例第 17 条
様式第 7 号	土砂等の盛土等完了届	条例第 18 条
様式第 8 号	土砂等の盛土等廃止届	条例第 18 条
様式第 9 号	土砂等の盛土等許可申請書(変更の許可) (付表含む)	条例第 19 条
様式第 10 号	土砂等の盛土等変更届	条例第 19 条
様式第 11 号	土砂等の盛土等許可申請書(譲受けの許可) (付表含む)	条例第 20 条
様式第 12 号	土砂等の盛土等地位承継届(付表含む)	条例第 21 条
参考様式第 1 号	誓約書	条例第 11 条

土砂等の盛土等に係る土地使用同意書

土砂等の盛土等の許可の申請をしようとする者（株式会社〇〇〇〇）の行う土砂等の盛土等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）
〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇	〇〇〇〇	〇,〇〇〇㎡

また、同意の前提として、上記の土砂等の盛土等の許可の申請をしようとする者から、次の事項について（元号）〇〇年〇〇月〇〇日に説明を受け、その内容を確認しました。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 土砂等の盛土等の目的
- ③ 盛土等区域の位置
- ④ 土砂等の盛土等を行う土地の面積及び盛土等の高さ
- ⑤ 土砂等の盛土等に使用される土砂等の量
- ⑥ 土砂等の盛土等の期間
- ⑦ 土砂等の盛土等の施工を管理する者の氏名
- ⑧ 土砂等の盛土等の用に供する施設の設置、土砂等の搬入その他土砂等の盛土等の施工に関する計画

※土砂等の盛土等が当該盛土等区域外への搬出を目的として行われるもの（一時堆積）の場合は、上記①から④まで及び⑥から⑧までのほか、以下の事項が必要です。

- ⑨ 年間の土砂等の盛土等に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量

ここに同意したことを証するため、署名します。

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日

土地の所有者 住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

氏名 〇〇 〇〇

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（注）土地の所有者が法人の場合は、署名に代えて記名押印を行うことができる。

【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂等の盛土等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂等の盛土等が行われている間、少なくとも3月に1回、当該盛土等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂等の盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。
 - (3) 盛土等区域において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者が、災害の発生防止等に必要な措置を講ずるよう勧告又は命令（その勧告に従わない場合）を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（抜粋）

（盛土等区域の土地の所有者の同意）

第9条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、同条の許可の申請に係る盛土等区域の土地の所有者に対し、当該申請が、第11条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第8号までに掲げる事項について、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号及び第2号に掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。

（土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認）

第25条 第9条（第19条第3項及び第20条第3項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。

- 2 第9条の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第8条の許可又は変更の許可の内容（第9条の同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（土地の所有者に対する勧告及び命令）

第26条 知事は、第22条（第2項を除く。）の規定による命令（土砂等の盛土等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の盛土等について第9条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 前条第1項の規定による確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第8条の許可又は変更の許可の内容と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていた場合に限る。）
 - (2) 前条第2項の規定による報告を怠った者
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第26条第2項の規定による命令に違反した者

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

（土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認）

第17条 条例第25条第1項の施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る盛土等区域において、少なくとも3月に1回、行わなければならない。

- (1) 当該施工の状況が条例第9条（条例第19条第3項及び条例第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。
 - (2) 当該盛土等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。
- 2 前項の場合において、当該盛土等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第25条第1項の土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

土砂等の盛土等に係る土地使用同意書（変更の許可）

土砂等の盛土等の変更の許可の申請をしようとする者（株式会社〇〇〇〇）の行う土砂等の盛土等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）
〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇	〇,〇〇〇㎡

また、同意の前提として、上記の土砂等の盛土等の変更の許可の申請をしようとする者から、次の事項について（元号）〇〇年〇〇月〇〇日に説明を受け、その内容を確認しました。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 変更の内容及びその理由

ここに同意したことを証するため、署名します。

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日

土地の所有者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
氏 名 〇〇 〇〇

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（注）土地の所有者が法人の場合は、署名に代えて記名押印を行うことができる。

【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂等の盛土等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂等の盛土等が行われている間、少なくとも3月に1回、当該盛土等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂等の盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。
 - (3) 盛土等区域において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者が、災害の発生防止等に必要な措置を講ずるよう勧告又は命令（その勧告に従わない場合）を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（抜粋）

（盛土等区域の土地の所有者の同意）

第9条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、同条の許可の申請に係る盛土等区域の土地の所有者に対し、当該申請が、第11条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第8号までに掲げる事項について、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号及び第2号に掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。

（変更の許可等）

第19条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る第11条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可（以下「変更の許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 変更の内容
- (3) その他規則で定める事項

3 第9条、第10条、第13条及び第14条の規定は、変更の許可について準用する。この場合において、第9条中「当該申請が、第11条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第8号までに掲げる事項について、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号及び第2号」とあるのは「第19条第2項各号」と、第10条第1項中「次条第1項又は第2項」とあるのは「第19条第2項」と読み替えるものとする。

4 第8条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、その日から30日以内に、その旨その他規則で定める事項を知事に届け出るとともに、当該許可に係る盛土等区域の土地の所有者に通知しなければならない。

（土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認）

第25条 第9条（第19条第3項及び第20条第3項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。

2 第9条の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第8条の許可又は変更の許可の内容（第9条の同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（土地の所有者に対する勧告及び命令）

第26条 知事は、第22条（第2項を除く。）の規定による命令（土砂等の盛土等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の盛土等について第9条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 前条第1項の規定による確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第8条の許可又は変更の許可の内容と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていた場合に限る。）
- (2) 前条第2項の規定による報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第26条第2項の規定による命令に違反した者

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

（土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認）

第17条 条例第25条第1項の施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る盛土等区域において、少なくとも3月に1回、行わなければならない。

- (1) 当該施工の状況が条例第9条（条例第19条第3項及び条例第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。
- (2) 当該盛土等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

2 前項の場合において、当該盛土等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第25条第1項の土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

土砂等の盛土等に係る土地使用同意書（譲受けの許可）

土砂等の盛土等の譲受けの許可を申請しようとする者（株式会社〇〇〇〇）の
行う土砂等の盛土等については、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について
同意します。

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積（㎡）
〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号	〇〇〇〇	〇,〇〇〇㎡

また、同意の前提として、上記の土砂等の盛土等の譲受けの許可を申請しようとする者から、次の
事項について（元号）〇〇年〇〇月〇〇日に説明を受け、その内容を確認しました。

- ① 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ② 長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例第8条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあ
っては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ここに同意したことを証するため、署名します。

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日

土地の所有者 住 所 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇 〇〇

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（注）土地の所有者が法人の場合は、署名に代えて記名押印を行うことができる。

【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂等の盛土等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂等の盛土等が行われている間、少なくとも3月に1回、当該盛土等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂等の盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。
 - (3) 盛土等区域において、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者が、災害の発生防止等に必要な措置を講ずるよう勧告又は命令（その勧告に従わない場合）を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（抜粋）

（盛土等区域の土地の所有者の同意）

第9条 前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、同条の許可の申請に係る盛土等区域の土地の所有者に対し、当該申請が、第11条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第8号までに掲げる事項について、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号及び第2号に掲げる事項について説明を行い、その同意を得なければならない。

（譲受けの許可）

第20条 第8条の許可を受けた者から当該許可に係る事業を譲り受けようとする者は、盛土等区域ごとに、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可（以下「譲受けの許可」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 第8条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) その他規則で定める事項

3 第9条及び第13条の規定は、譲受けの許可について準用する。この場合において、第9条中「当該申請が、第11条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第8号までに掲げる事項について、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号及び第2号」とあるのは、「第20条第2項各号」と読み替えるものとする。

4 譲受けの許可を受けて事業を譲り受けた者は、当該事業に係る第8条の許可を受けた者の地位を承継する。

（土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認）

第25条 第9条（第19条第3項及び第20条第3項において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の盛土等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。

2 第9条の同意をした土地の所有者は、前項の規定による確認の結果、第8条の許可又は変更の許可の内容（第9条の同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該盛土等を行う者に対し当該盛土等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

（土地の所有者に対する勧告及び命令）

第26条 知事は、第22条（第2項を除く。）の規定による命令（土砂等の盛土等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の盛土等について第9条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項の規定による確認を怠った者（当該確認を行うべき時期において、第8条の許可又は変更の許可の内容と明らかに異なる土砂等の盛土等が行われていた場合に限る。）

(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であると認めるときは、相当の期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第26条第2項の規定による命令に違反した者

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

（土地の所有者による土砂等の盛土等の施工状況の確認）

第17条 条例第25条第1項の施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る盛土等区域において、少なくとも3月に1回、行わなければならない。

(1) 当該施工の状況が条例第9条（条例第19条第3項及び条例第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。

(2) 当該盛土等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。

2 前項の場合において、当該盛土等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第25条第1項の土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。

説明会の開催結果等報告書

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日

長野県知事 あて

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇 (役職)〇〇 〇〇

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例第10条第1項（条例第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定による周辺地域の住民への説明を次のとおり実施したので、報告します。

盛土等区域の位置	△△市△△ △丁目△番△号 外△筆
説明会の開催日時	(元号)〇〇年〇〇月〇〇日 〇時から〇時まで
説明会の開催場所	〇〇公民館
説明会開催についての周知の範囲とその方法	周知範囲：盛土等区域の属する自治会の住民及び災害の危険性がある地域の住民 周知方法：周辺地域の見やすい場所に掲示及び回覧板
説明者の氏名 (法人にあつては、氏名及び役職名)	株式会社〇〇〇〇 (役職) 〇〇 〇〇
住民の出席者数	〇〇名
説明会の概要	(申請書の内容等)
意見書の概要	(主な意見の概要)
意見への対応状況	(別添のとおり)
特記事項	

注1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成すること。

2 説明会で配布した説明資料、説明会で説明した内容、出席者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について具体的に記載した議事録を添付すること。

3 周辺地域の住民の意見書を添付すること。

土砂等の盛土等許可申請書

(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日

長野県知事 へ

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
 氏 名 株式会社〇〇〇〇 (役職)〇〇 〇〇
 生年月日 (元号) 〇〇年〇〇月〇〇日
 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例第11条の規定により、関係書類を添えて土砂等の盛土等の許可を申請します。

土砂等の盛土等の目的	建設発生土の処理のため
盛土等区域の位置	〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 外〇筆
土砂等の盛土等を行う土地の面積	面積： 〇,〇〇〇m ²
管理事務所の所在地	〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
管理責任者の氏名及び職名	(職名) 〇〇 〇〇
土砂等の盛土等の用に供する施設の設置に関する計画	別添のとおり
土砂等の盛土等に使用される土砂等の量(※1)	〇〇,〇〇〇m ³
土砂等の盛土等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日
最大堆積時及び完了時の盛土等区域における土地及び土砂等の堆積の形状(※2)	別添のとおり (最大高さ： m)
土砂等の盛土等に使用される土砂等の搬入に関する計画(※3)	付表1のとおり
土砂等の盛土等が施工されている間における盛土等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置	別添のとおり

(※1) 一時堆積（土砂等の盛土等が当該盛土等区域外への搬出を目的として行われるものをいう。以下同じ。）である場合にあっては、年間の土砂等の盛土等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量

(※2) 一時堆積である場合にあっては、盛土等区域における土地及び土砂等の堆積の形状

注 申請者が法人である場合にあっては、その役員の名、住所、生年月日及び役職名、そのうち、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所（これらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額、申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の名、住所、生年月日及び役職名）、申請者に長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人がある場合にあっては、その使用人の氏名、住所及び生年月日を付表2に記載して添付すること。

手数料欄 (当初許可 : 55,000 円)

付表 1

盛土等に使用される土砂等の搬入に関する計画

発 生 元 事 業 者 名	発 生 場 所
株式会社〇〇〇〇	〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
1日当たり最大の搬入予定量	〇,〇〇〇m ³
土砂等の盛土等に使用される土砂等の量	〇,〇〇〇m ³
搬 入 期 間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日まで
搬 入 曜 日 及 び 時 間	〇曜日 ~ 〇曜日 〇〇時〇〇分 ~ 〇〇時〇〇分まで
搬 入 土 砂 等 の 種 類	(注1に留意の上、記載)
搬 入 土 砂 等 の 区 分	(注2に留意の上、記載)
備 考	

注1 搬入土砂等の種類の欄には、土砂、改良土、再生土等を記載すること。

2 搬入土砂等の区分の欄には、該当する建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第1の上欄に掲げる区分を記載すること。

3 搬入経路図を添付すること。

付表 2

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合（これらの者が法人である場合は、氏名及び住所の代わりに、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。）		
(ふりがな) 氏名	有する株式の数 出資の金額	住所
申請者が未成年者である場合		
法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

注 記載が不足する場合は、適宜別葉に記載して提出すること。

様式第4号（第16条関係）

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例に基づく許可標識		
許可を受けた者	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	株式会社〇〇〇〇 (役職) 〇〇 〇〇
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〇〇県〇〇市〇〇 〇 丁目〇番〇号
	連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
許可の内容	許可年月日	(元号)〇〇年〇〇月〇 〇日
	許可番号	(元号)〇〇年〇〇月〇 〇日付け長野県指令第 〇〇号
	許可をした者	長野県知事 〇〇〇〇
	盛土等区域の位置	△△市△△ △丁目△ 番△号
	土砂等の盛土等を行う土地の面積及び盛土等の高さ	〇,〇〇〇m ² 〇m
	土砂等の盛土等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日～ 〇〇年〇〇月〇〇日
	管理責任者の氏名	〇〇 〇〇
	管理責任者の連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
盛土等区域を管轄する機関	名称	〇〇〇〇
	住所	〇〇県〇〇市〇〇 〇 丁目〇番〇号
	連絡先	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

90センチメートル以上

90センチメートル以上

土 砂 等 管 理 台 帳

許可年月日及び番号	(元号)〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
許可を受けた者の氏名、住所及び連絡先(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇 (役職)〇〇 〇〇 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
盛土等区域の位置	△△市△△ △丁目△番△号
土砂等の盛土等を行う土地の面積及び盛土等の高さ	面積: 〇〇 m ² 最大高さ: 〇〇 m
土砂等の盛土等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日

土砂等の発生場所の事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	土砂等の発生場所の工事等の名称(※1)
合同会社〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号	〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

土砂等の搬入の日	1日当たりの土砂等の搬入量(m ³)	搬入のための車両台数(台)
〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇m ³	△台
計	〇〇m ³	〇〇台

※1 再生土又は土砂等の発生場所以外の場所において処理される改良土の場合は、工場・事業場の名称
 注1 土砂等管理台帳は、土砂等の発生場所ごとに作成し、1日ごとに記入すること。
 2 一時堆積(土砂等の盛土等が当該土砂等の盛土等に係る盛土等区域外への搬出を目的として行われるものをいう。)の場合にあっては、様式第5号その2に土砂等の搬出について記載すること。

土 砂 等 管 理 台 帳（搬出用）

許可年月日及び番号	許可を受けた者の氏名、住所及び連絡先 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
(元号)〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号	株式会社〇〇〇〇 (役職)〇〇 〇〇

土砂等の搬出の日	1日当たりの土砂等の搬出量 (m ³)	搬出のための車両台数 (台)
〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇m ³	〇台
計	〇〇m ³	〇〇台

注 土砂等管理台帳（搬出用）は、土砂等の搬出について1日ごとに記入すること。

土砂等使用量報告書

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日

長野県知事 へ

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇 (役職) 〇〇 〇〇
(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例第17条第2項の規定により、土砂等の盛土等に使用した土砂等の量を次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	(元号)〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号		
盛土等区域の位置	△△市△△ △丁目△番△号		
土砂等の盛土等を行う土地の面積及び盛土等の高さ	面積： <input type="text"/> m ²	最大高さ： <input type="text"/> m	
土砂等の盛土等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日		
この報告に係る期間	◇◇年◇◇月◇◇日 ~ ◇◇年◇◇月◇◇日		
盛土等に使用される土砂等の量	〇〇 m ³		
この報告に係る期間の前までに使用された土砂等の量の累計	<input type="text"/> m ³		
この報告に係る期間中に使用された土砂等の量	<input type="text"/> m ³		
土砂等の発生場所及び工事等の名称	前回累計量 m ³	今回報告量 m ³	累計量 m ³
△△市△△ △丁目△番△号 △△工事	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
合 計			

土砂等使用量報告書 (一時堆積)

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日

長野県知事 へ

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇 (役職) 〇〇 〇〇
(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例第 17 条第 2 項の規定により、土砂等の盛土等に使用した土砂等の量を次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	(元号)〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号		
盛土等区域の位置	△△市△△ △丁目△番△号		
土砂等の盛土等を行う土地の面積及び盛土等の高さ	面積 : m ²	最大高さ : m	
この報告に係る期間	◇◇年◇◇月◇◇日 ~ ◇◇年◇◇月◇◇日		
	搬入 A	搬出 B	計 A-B
報告に係る期間の前までに搬入及び搬出された土砂等の量の累計	〇〇 m ³	〇〇 m ³	〇〇 m ³
報告に係る期間中に搬入及び搬出された土砂等の量	〇〇 m ³	〇〇 m ³	〇〇 m ³
報告に係る期間を経過した時点までに搬入及び搬出された土砂等の量の累計	〇〇 m ³	〇〇 m ³	〇〇 m ³

土砂等の盛土等完了届

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日

長野県知事 あて

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇 (役職)〇〇 〇〇

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例第18条第1項の規定により土砂等の盛土等を完了したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
盛土等区域の位置	〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
土砂等の盛土等を行った土地の面積	m ²
土砂等の盛土等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日
土砂等の盛土等を完了した年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
完了した盛土等区域における土地及び土砂等の堆積の形状	別添のとおり（最大高さ： m）
盛土等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置を講じている場合にあつては、その内容	別添のとおり

土砂等の盛土等廃止届

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日

長野県知事 あて

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇 (役職)〇〇 〇〇

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例第 18 条第 1 項の規定により土砂等の盛土等を廃止したので、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
盛土等区域の位置	〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
土砂等の盛土等を行った土地の面積	m ²
土砂等の盛土等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日
土砂等の盛土等を廃止した年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
廃止した盛土等区域における土地及び土砂等の堆積の形状	別添のとおり (最大高さ: m)
休止又は廃止の理由	災害リスクが高まったため。
盛土等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置を講じている場合にあつては、その内容	別添のとおり

土砂等の盛土等許可申請書（変更の許可）

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日

長野県知事 へ

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇（役職）〇〇 〇〇

生年月日 (元号)〇〇年〇〇月〇〇日

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例第19条第2項の規定により、関係書類を添えて土砂等の盛土等の変更の許可を申請します。

許可年月日及び番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
盛土等区域の位置	〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
変 更 内 容	変 更 前 土砂等の盛土等を行う土地の面積 4, 000 m ²
	変 更 後 土砂等の盛土等を行う土地の面積 5, 000 m ²
変 更 理 由	土砂等の流入量が増加したため。

注 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所、生年月日及び役職名、そのうち、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所（これらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額、申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所、生年月日及び役職名）、申請者に長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人がある場合にあっては、その使用人の氏名、住所及び生年月日を付表2に記載して添付すること。

手数料欄（変更の許可：34,000円）

付表

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合（これらの者が法人である場合は、氏名及び住所の代わりに、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。）		
(ふりがな) 氏名	有する株式の数 出資の金額	住所
申請者が未成年者である場合		
法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

注 記載が不足する場合は、適宜別葉に記載して提出すること。

土砂等の盛土等変更届

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日

長野県知事 あて

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇 (役職)〇〇 〇〇
 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例第19条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
盛土等区域の位置	〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
変更年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
変更内容	変更前 土砂等の盛土等に使用する土砂等の量 5, 000 m ³
	変更後 土砂等の盛土等に使用する土砂等の量 4, 000 m ³
変更の理由	詳細設計による見直し

土砂等の盛土等許可申請書 (譲受けの許可)

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日

長野県知事 へ

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

氏 名 合同会社〇〇〇〇 (役職)〇〇 〇〇
(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例第20条第2項の規定により、関係書類を添えて土砂等の盛土等の譲受けの許可を申請します。

許可を受けた者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 株式会社〇〇〇〇 (役職)〇〇 〇〇
譲り受けようとする事業の許可年月日及び許可番号	(元号)〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
盛土等区域の位置	〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 外〇筆
土砂等の盛土等を行う土地の面積及び盛土等の高さ (既に土砂等の盛土等が行われた土地の面積及び盛土等の高さを含む。)	〇, 〇〇〇 m ² 〇 m
管理責任者の氏名及び職名	〇〇 〇〇
譲受けの理由	事業譲渡

注 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所、生年月日及び役職名、そのうち、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所 (これらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) 並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額、申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日 (法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所、生年月日及び役職名)、申請者に長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人がある場合にあっては、その使用人の氏名、住所及び生年月日を付表2に記載して添付すること。

手数料欄（譲受けの許可：34,000円）

付表

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合（これらの者が法人である場合は、氏名及び住所の代わりに、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。）		
(ふりがな) 氏名	有する株式の数 出資の金額	住所
申請者が未成年者である場合		
法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所
申請者に長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所

注 記載が不足する場合は、適宜別葉に記載して提出すること。

様式第 12 号（第 21 条関係）

土砂等の盛土等地位承継届

(元号)〇〇年〇〇月〇〇日

長野県知事 へ

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇（役職）〇〇 〇〇

生年月日 (元号)〇〇年〇〇月〇〇日

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例第21条第1項の規定により、盛土等の許可に係る地位の承継を次のとおり届け出ます。

許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	株式会社△△△△（役職）△△ △△
承継した事業の許可年月日及び番号	(元号) 〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇号
土砂等の盛土等の期間	〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 〇〇年〇〇月〇〇日
盛土等区域の位置	〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号 外〇筆
土砂等の盛土等を行う土地の面積及び盛土等の高さ	面積： m ² 最大高さ： m
管理責任者の氏名及び職名	〇〇 〇〇
承継の理由	会社の合併のため。

注 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名、住所、生年月日及び役職名、そのうち、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所（これらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額、申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名、住所、生年月日及び役職名）、申請者に長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人がある場合にあっては、その使用人の氏名、住所及び生年月日を付表2に記載して添付すること。

付表

申請者が法人である場合		
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者がある場合（これらの者が法人である場合は、氏名及び住所の代わりに、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。）		
(ふりがな) 氏名	有する株式の数 出資の金額	住 所
申請者が未成年者である場合		
法定代理人（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所
法定代理人（法人である場合）		
(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地	
役員		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住 所
申請者に長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則第8条に規定する使用人がある場合		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所

注 記載が不足する場合は、適宜別葉に記載して提出すること。

誓約書

長野県知事 へ

私は、長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例第13条第1号のアからケまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

（元号）〇〇年〇〇月〇〇日

（申請者）

住 所 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

氏 名 〇〇 〇〇

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

注）日付、氏名及び住所は自筆で記入すること。

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例（抜粋）

（許可の基準等）

第13条 知事は、第8条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ同条の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 第18条第3項又は第23条第3項の規定による必要な措置を講じていない者（イに掲げる者を除く。）

イ 第22条の規定により必要な措置を講ずべき旨の命令を受け、当該措置を完了していない者

ウ 第23条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る長野県行政手続条例（平成8年長野県条例第1号）第16条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）キ及びクにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）

エ 第23条第2項の規定により土砂等の盛土等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

オ 土砂等の盛土等の施工に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として規則で定めるもの

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

キ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからカまでのいずれかに該当するもの

ク 法人であって、その役員又は規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

ケ 個人であって、規則で定める使用人のうちにアからカまでのいずれかに該当する者のあるもの

長野県土砂等の盛土等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

（不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者）

第7条 条例第13条第1号のオの規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 森林法、地すべり等防止法、宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、長野県砂防指定地管理条例、この条例又は市町村が定めた土砂等の盛土等の規制に関する条例の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(2) 条例第8条の許可の申請前5年間に条例第23条第1項（同項第4号及び第5号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの処分に係る長野県行政手続条例（平成8年長野県条例第1号）第16条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）

(3) 県の区域において、条例第8条の許可の申請前3年間に次に掲げる処分を受けた者（当該処分による義務を履行した者を除く。）

ア 砂防法（明治30年法律第29号）第29条の規定による処分

イ 森林法第10条の3、第16条又は第38条第2項の規定による処分

ウ 地すべり等防止法第21条第1項の規定による処分

エ 宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項又は第39条第1項の規定による処分

オ 都市計画法第81条第1項の規定による処分

カ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第8条第1項の規定による処分

キ 条例第22条又は第23条第2項の規定による処分

ク 市町村が定めた土砂等の盛土等の規制に関する条例の規定に基づく処分

(4) 県の区域において、条例第8条の許可の申請前3年間に2回以上次に掲げる処分を受けた者

ア 採石法第32条の10第1項、第33条の9、第33条の12又は第33条の13の規定による処分

イ 河川法第75条第1項の規定による処分

ウ 砂利採取法第12条第1項、第23条第2項又は第26条の規定による処分

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3、第7条の4、第9条の2第1項、第9条の2の2第1項若しくは第2項、第14条の3（同法第14条の6において準用する場合を含む。）、第14条の3の2第1項若しくは第2項（同法第14条の6において準用する場合を含む。）、第15条の2の7、第15条の3、第19条の3、第19条の4第1項（同法第19条の10において準用する場合を含む。）、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項、第19条の6第1項又は第19条の11第1項の規定による処分

オ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第21条第1項の規定による処分

カ 土壌汚染対策法第25条の規定による処分

2 各チェックリスト

① 許可申請書記載事項参考チェックリスト

記載事項		主なチェック項目	確認
1	申請者	・申請者が法人である場合の主たる事務所の所在地には、原則として登記事項証明書に登記されている事務所の所在地が記載されているか。	
2	土砂等の盛土等の目的	・「事業用地の造成」など、事業の目的が分かるように具体的に記載されているか。 ・跡地利用方法が決まっている場合、その方法が記載されているか。	
3	盛土等区域の位置	・複数の地番の土地で行うとき、代表地番に加え、外○筆と記載されているか。 ・登記事項証明書の記載方法と整合が取れているか。	
4	土砂等の盛土等を行う土地の面積	・盛土等区域の測量図及び求積図から算定した面積が記載されているか。 ・面積は㎡単位で小数点以下は切り捨てられているか。	
5	管理事務所の所在地		
6	管理責任者の氏名及び職名	・法人の被用者である場合は、被用者であることが分かる資料(社員証等)が添付されているか。	
7	土砂等の盛土等の用に供する施設の設置に関する計画	・土砂等の搬入路、保安地帯、標識の設置位置、現場事務所等の施設を明示する図面が添付されているか。	
8	土砂等の盛土等に使用される土砂等の量	・提出書類13「土砂等の盛土等に使用される土砂等の量の計算書」と整合が取れているか。 ・㎡単位で小数点以下は切り捨てられているか。	
9	土砂等の盛土等の期間	・開始日は、申請書提出から許可までの時間が十分見込まれているか。 (許可を受けた日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「許可日から」とすることも可能)	
10	最大堆積時及び完了時の盛土等区域における土地及び土砂等の堆積の形状	・最大堆積時及び完了時の盛土等区域における土地及び土砂等の堆積の形状が分かる図面が添付されているか。 ・盛土等の最大高さが記載されているか。 ・高さはm単位で小数点第二位以下は切り捨てられているか。	
11	土砂等の盛土等に使用される土砂等の搬入に関する計画	・土砂等の盛土等許可申請書付表1に沿って記入がされているか。 ・搬入経路図が添付されているか。	
12	土砂等の盛土等が施工されている間における盛土等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置	・土砂等の崩落、飛散又は流出等による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容及び1/500程度の平面図等に必要な措置を講じた書類が添付されているか。 ・土砂等の盛土等の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応が記載されているか。 ・使用する機械や資材を記載した書類が添付されているか。 ・搬入路、地盤改良、排水施設、盛土等の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類が添付されているか。 ・各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表が添付されているか。	
13	手数料欄	・長野県収入証紙 55,000 円分が正本の第 2 面の所定の位置に貼付されているか。	

② 許可申請の提出書類参考チェックリスト(正本1部、副本2部)

書類名	主なチェック項目	確認
1 様式第 3 号(土砂等の盛土等許可申請書(附表1・2 含む))	・許可申請書記載事項参考チェックリストに沿って記載がされているか。	
2 様式第1号その1(条例第 9 条の同意を得たことを証する書面)	・様式第 1 号その1に沿って記載がされているか。	
3 条例第 10 条の第 2 項の意見書、様式第2号(説明会の開催結果等報告書)	・様式第2号に沿って記載がされているか。	
4 盛土等区域及びその周辺の状況を示す図面	・周辺の状況を示す図面は縮尺1/2500程度のもので作成されているか。	
5 住民票の写し 【申請者が法人である場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書) 【申請者が未成年者である場合】 ・その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し) 【申請者に使用人がある場合】 ・その者の住民票の写し	・申請する日の前 3 か月以内に発行されたものか。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものか。	
6 参考様式第 1 号(申請者が条例第13条第1号のAからケまでに該当しないことを誓約する書類)	・参考様式第 1 号に沿って記載がされているか。 ・記入日、氏名及び住所は自筆で記入されているか。	
7 土砂等の盛土等の施工に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した	・法人にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	

	書類及び右の欄に掲げる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・個人にあつては、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・資金を自己資金で調達する場合にあつては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類 ・資金を借入金で調達する場合にあつては、金融機関の融資を証明する書類 	
8	盛土等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書は、盛土等区域のすべての土地の登記簿謄本で、申請する日の前3か月以内に発行されたものか。 ・公図の写しには、盛土等区域及びその周辺を含むもので、土砂等の盛土等を行う土地及び盛土等区域が明示されているか。 ・公図の写しには、土砂等の盛土等を行う土地及び盛土等区域並びに隣接地の地目等が記載されているか。 ・公図の写しには、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名が記載されているか。 	
9	盛土等区域の現況平面図及び現況断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の盛土等の施工前の現況が確認できる縮尺(1/250~1/500程度)になっているか。 ・現況平面図には、方位、縮尺、盛土等区域の境界標の位置及び境界線、盛土等を行う土地の位置等が記載されているか。 ・現況断面図には、縮尺、盛土等を行う前の地盤面等が記載されているか。 	
10	盛土等区域の測量図及び求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺、盛土等区域の境界標の位置、境界線及び面積、盛土等を行う土地の位置及び面積等が記載されているか。 ・実測により、盛土等区域の面積が計測されているか。 	
11	盛土等区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の盛土等の施工後の形状が確認できる縮尺(1/250~1/500程度)になっているか。 ・平面図には、方位、縮尺、盛土等区域の境界標の位置及び境界線、盛土等を行う土地の位置、法面の位置、擁壁の位置、排水施設の位置、沈砂池その他の土砂等の流出を防止する施設の位置、囲い(杭その他の設備)の位置等の記載があるか。 ・断面図には、縮尺、盛土等の高さ及び勾配、小段、擁壁、排水施設、法面保護の方法、盛土等を行った後の地盤面等の記載があるか。 ・土砂等の堆積量が土砂等の盛土等の完了時における堆積量を超えることがある場合に、当該時点の平面図及び断面図が添付されているか。 	
12	盛土等区域の流域図	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土等区域外への排水を計画する場合は、縮尺1/2500程度の流域図が添付されているか。 	
13	土砂等の盛土等に使用される土砂等の量の計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・横断面図、縦断面図を元に作成した、搬入する土砂等の量が記載されているか。 	
14	安定計算書(土砂等の盛土等の構造の安定性の計算を行った場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に係る技術的基準に基づき、安定計算を行って安全性を確認する必要がある場合に添付されているか。 ・使用する土砂等の区分が記載されているか。 	
15	擁壁又は宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第6条に規定する崖面崩壊防止施設(以下「擁壁等」という。)を設置する場合にあつては、当該擁壁等の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・1/20~1/50程度の断面図及び背面図が作成されているか。 ・背面図は擁壁の裏側の構造が判別できるものになっているか。 ・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合については当該擁壁の概要・構造計画等を明示した書類が添付されているか。 	

16	排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びにこれらの算定の根拠を記載した書類	・各種排水施設の断面決定根拠となる計算書が添付されているか。	
17	排水施設の平面図及び断面図	・各種排水施設の配置が確認できる縮尺(1/250~1/500程度)になっているか。	
18	土砂等の盛土等が行われている間における、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置を明らかにした書類	・縮尺1/500程度の平面図等に、必要な措置を講じることが確認できるものになっているか。	
19	その他長野県が必要と認める書類	その他審査を行う上で、長野県(管轄する建設事務所等)が求める書類	

③ 許可申請書(※一時堆積)記載事項参考チェックリスト

※土砂等の盛土等が当該土砂等の盛土等に係る盛土等区域外への搬出を目的として行う場合

記載事項		主なチェック項目	確認
1	申請者	・申請者が法人である場合の主たる事務所の所在地には、原則として、登記事項証明書に登記されている事務所の所在地が記載されているか。	
2	土砂等の盛土等の目的	・「ストックヤード」のように具体的に事業の目的が分かるように記載されているか。	
3	盛土等区域の位置	・複数の地番の土地で行うとき、代表地番に加え、外○筆と記載されているか。 ・登記事項証明書の記載方法と整合が取れているか。	
4	土砂等の盛土等を行う土地の面積	・盛土等区域の測量図及び求積図から算出されているか。 ・面積は㎡単位で小数点以下は切り捨てられているか。	
5	管理事務所の所在地		
6	管理責任者の氏名及び職名	・法人の被用者である場合は、被用者であることが分かる資料(社員証等)が添付されているか。	
7	土砂等の盛土等に供する施設の設置に関する計画	・土砂等の搬入路、保安地帯、標識の設置位置、現場事務所等の施設を明示する図面が添付されているか。	
8	年間の土砂等の盛土等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量	・㎡単位で小数点以下は切り捨てられているか。	
9	土砂等の盛土等の期間	・開始日は、申請書提出から許可までの時間が十分見込まれているか。(許可を受けた日から直ちに事業を実施する計画の場合は、開始日を「許可日から」とすることも可能)	
10	盛土等区域における土地及び土砂等の堆積の形状	・盛土等区域における土地及び土砂等の堆積の形状が分かる図面が添付されているか。 ・盛土等の最大高さが記載されているか。 ・高さはm単位で小数点第二位以下は切り捨てられているか。	
11	土砂等の盛土等に使用される土砂等の搬入に関する計画	・土砂等の盛土等許可申請書付表1に沿って記入がされているか。 ・搬入経路図が添付されているか。	
12	土砂等の盛土等が施工されている間における盛土等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置	・土砂等の崩落、飛散又は流出等による災害の発生を防止するために講ずる措置の内容及び1/500程度の平面図等に必要な措置を講じた書類が添付されているか。 ・土砂等の盛土等の現場責任者及び緊急時の連絡体制、対応が記載されているか。 ・使用する機械や資材を記載した書類が添付されているか。 ・搬入路、地盤改良、排水施設、盛土等の方法、災害の発生防止のための措置等工事種別毎に施工方法を記載した書類が添付されているか。 ・各工事の種別、段階ごとにバーチャートで記載した工程表が添付されているか。	
13	手数料欄	・長野県収入証紙 55,000 円分が正本の第 2 面の所定の位置に貼付されているか。	

④許可申請書(※一時堆積)の提出書類参考チェックリスト(正本1部、副本2部)

※土砂等の盛土等が当該土砂等の盛土等に係る盛土等区域外への搬出を目的として行う場合

書類名	主なチェック項目	確認
1	様式第3号(土砂等の盛土等許可申請書(付表1・2含む))	・許可申請書(※一時堆積)記載事項参考チェックリストに沿って記載がされているか。
2	様式第1号その1(条例第9条の同意を得たことを証する書面)	・様式第1号その1に沿って記載がされているか。
3	条例第10条の第2項の意見書、様式第2号(説明会の開催結果等報告書)	・様式第2号に沿って記載がされているか。
4	盛土等区域及びその周辺の状況を示す図面	・周辺の状況を示す図面は縮尺1/2500程度のもので作成されているか。
5	住民票の写し 【申請者が法人である場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書) 【申請者が未成年者である場合】 ・その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し) 【申請者に使用人がある場合】 ・その者の住民票の写し	・住民票(法人にあっては登記事項証明書)の写しは、申請する日の前3か月以内に発行されたものになっているか。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものになっているか。
6	参考様式第1号(申請者が条例第13条第1号のAからケまでに該当しないことを誓約する書類)	・参考様式第1号に沿って記載がされているか。 ・記入日、氏名及び住所は自筆で記入されているか。
7	土砂等の盛土等の施工に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した	・法人にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

	書類及び右の欄に掲げる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・個人にあっては、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類 ・資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類 	
8	盛土等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書は、盛土等区域のすべての土地の登記簿謄本で、申請する日の前3か月以内に発行されたものか。 ・公図の写しには、盛土等区域及びその周辺を含むもので、土砂等の盛土等を行う土地及び盛土等区域が明示されているか。 ・公図の写しには、土砂等の盛土等を行う土地及び盛土等区域並びに隣接地の地目等が記載されているか。 ・公図の写しには、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名が記載されているか。 	
9	盛土等区域の現況平面図及び現況断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の盛土等の施工前の現況が確認できる縮尺(1/250~1/500程度)になっているか。 ・現況平面図には、方位、縮尺、盛土等区域の境界標の位置及び境界線、盛土等を行う土地の位置等が記載されているか。 ・現況断面図には、縮尺、盛土等を行う前の地盤面等が記載されているか。 	
10	盛土等区域の測量図及び求積図	<ul style="list-style-type: none"> ・方位、縮尺、盛土等区域の境界標の位置、境界線及び面積、盛土等を行う土地の位置及び面積等が記載されているか。 ・実測により、盛土等区域の面積が計測されているか。 	
11	盛土等区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の盛土等の施工後の形状が確認できる縮尺(1/250~1/500程度)になっているか。 ・平面図には、方位、縮尺、盛土等区域の境界標の位置及び境界線、盛土等を行う土地の位置、法面の位置、擁壁の位置、排水施設の位置、沈砂池その他の土砂等の流出を防止する施設の位置、囲い(杭その他の設備)の位置等の記載があるか。 ・断面図には、縮尺、盛土等の高さ及び勾配、排水施設、盛土等を行った後の地盤面等の記載があるか。 ・土砂等の堆積量が土砂等の盛土等の完了時における堆積量を超えることがある場合に、当該時点の平面図及び断面図が添付されているか。 	
12	盛土等区域の流域図	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土等区域外への排水を計画する場合は、縮尺1/2500程度の流域図が添付されているか。 	
13	排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びにこれらの算定の根拠を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・各種排水施設の断面決定根拠となる計算書が添付されているか。 	
14	排水施設の平面図及び断面図	<ul style="list-style-type: none"> ・各種排水施設の配置が確認できる縮尺(1/250~1/500程度)になっているか。 	
15	土砂等の盛土等が行われている間における、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置を明らかにした書類	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺1/500程度の平面図等に、必要な措置を講じることが確認できるものになっているか。 	
16	土砂等の堆積が最大となった場合の盛土等区域の	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の盛土等の形状が確認できる縮尺(1/250~1/500程度)になっているか。 	

	平面図及び断面図	・土砂等の搬出が予定よりも進まない場合など、申請時点で予定した堆積量を上回る事態が生じたときであっても、安全性を確保するために、土砂等の盛土等を行う土地において最も多く土砂等が堆積された場合の盛土等区域の平面図及び断面図が作成されているか。	
17	その他長野県が必要と認める書類	・その他審査を行う上で、長野県(管轄する建設事務所等)が求める書類	

⑤ 変更の許可申請記載事項参考チェックリスト

記載事項		主なチェック項目	確認
1	申請者	・申請者が法人である場合の主たる事務所の所在地には、原則として登記事項証明書に登記されている事務所の所在地が記載されているか。	
2	許可年月日及び許可番号	・変更許可の対象となる許可年月日及び許可番号が記載されているか。	
3	盛土等区域の位置	・複数の地番の土地で行うとき、代表地番に加え、外○筆と記載されているか。 ・登記事項証明書との記載方法と整合が取れているか。	
4	変更内容	・変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容が記載されているか。	
5	変更理由	・変更申請を行おうとする事項について、変更前と変更後の内容を踏まえながら、その理由が記載されているか。	
6	手数料欄	・長野県収入証紙34,000円分が正本の第2面の所定の位置に貼付されているか。	

⑥ 変更の許可申請提出書類参考チェックリスト(正本1部、副本2部)

書類名		主なチェック項目	確認
1	様式第9号(土砂等の盛土等許可申請書(変更の許可)(付表含む))	・変更の許可申請書記載事項参考チェックリストに沿って、記載がされているか。	
2	規則第6条第2項第1号又は同項第2号のイ若しくはウに掲げる書類のうち変更の許可を受けようとする内容に係るもの		
3	様式第1号その2(変更の許可を受けようとする者が盛土等区域の土地の所有者でない場合にあっては、条例第9条の同意を得たことを証する書面)		

⑦ 譲受けの許可申請書記載事項参考チェックリスト

記載事項		主なチェック項目	確認
1	申請者	・申請者が法人である場合の主たる事務所の所在地には、原則として、登記事項証明書に登記されている事務所の所在地が記載されているか。	
2	許可を受けた方の氏名及び住所	・法人である場合は、その名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地が記載されているか。	
3	譲り受けようとする事業の許可年月日及び許可番号	・当該事業の許可年月日及び許可番号が記載されているか。	
4	盛土等区域の位置	・譲り受けようとする許可証に記載の盛土等区域の位置が記載されているか。	
5	土砂等の盛土等を行う土地の面積及び高さ	・譲り受けようとする許可証に記載の面積が記載されているか。 ・単位は㎡単位で小数点以下は切り捨てられているか。 ・既に土砂等の盛土等が行われている場合、当該土地の面積が含まれているか。	
6	管理責任者の氏名及び職名		
7	譲受けの理由	・具体的に記載されているか。	
8	手数料欄	・長野県収入証紙34,000 円分が正本の第 2 面の所定の位置に貼付されているか。	

⑧ 譲受けの許可申請書提出書類参考チェックリスト(正本1部、副本2部)

書類名		チェック項目例	確認
1	様式第11号(土砂等の盛土等の許可申請書(譲受けの許可)(付表含む))	・譲受けの許可申請書記載事項参考チェックリストに沿って記載がされているか。	
2	様式第1号その3(譲受けの許可を受けようとする者が盛土等区域の土地の所有者でない場合にあっては、条例第9条の同意を得たことを証する書面)	・様式第1号その3に沿って記載がされているか。	
3	住民票の写し 【申請者が法人である場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(これ	・住民票(法人にあっては登記事項証明書)の写しは、申請する日の前 3 か月以内に発行されたものか。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものか。	

	<p>らの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書)</p> <p>【申請者が未成年者である場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し) <p>【申請者に使用人がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その者の住民票の写し 		
4	参考様式第1号(申請者が条例第13条第1号のアからケまでに該当しないことを誓約する書類)	<ul style="list-style-type: none"> ・参考様式第1号に沿って記載がされているか。 ・記入日、氏名及び住所は自筆で記入されているか。 	
5	土砂等の盛土等の施工に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類及び右の欄に掲げる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・法人にあっては、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・個人にあっては、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類 ・資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類 	
6	譲受けの事実を証する書類		
7	その他長野県が必要と認める書類	・その他審査を行う上で、長野県(管轄する建設事務所等)が求める書類	

⑨ 地位の承継の届出記載事項参考チェックリスト

記載事項		主なチェック項目	確認
1	申請者	・申請者が法人である場合の主たる事務所の所在地には、原則として、登記事項証明書に登記されている事務所の所在地が記載されているか。	
2	許可を受けた方の氏名及び住所	・法人である場合は、その名称及び代表者の氏名、主たる事務所の所在地が記載されているか。	
3	許可年月日及び許可番号	・当該事業の許可年月日及び許可番号が記載されているか。	
4	土砂等の盛土等の期間	・承継しようとする許可証に記載の土砂等の盛土等の期間が記載されているか。	
5	盛土等区域の位置	・承継しようとする許可証に記載の盛土等区域の位置が記載されているか。	
6	土砂等の盛土等を行う土地の面積	・承継しようとする許可証に記載の面積が記載されているか。 ・単位は㎡単位で小数点以下は切り捨てられているか。 ・既に土砂等の盛土等が行われている場合、当該土地の面積も含まれているか。	
7	管理責任者の氏名及び職名		
8	承継の理由	・具体的に記載がされているか。	

⑩ 地位の承継の届出提出書類参考チェックリスト(正本1部、副本2部)

書類名		チェック項目例	確認
1	様式第12号(土砂等の盛土等地位承継届)	・地位の承継届出記載事項参考チェックリストに沿って記載がされているか。	
2	住民票の写し 【申請者が法人である場合】 ・登記事項証明書 ・役員の住民票の写し ・発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し(これらの者が法人である場合にあつては、その登記事項証明書) 【申請者が未成年者である場合】 ・その法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人である場合にあつては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し)	・住民票(法人にあつては登記事項証明書)の写しは、申請する日の前 3 か月以内に発行されたものか。 ・住民票の写しは、本籍が記載され、マイナンバーが記載されていないものか。	

	し) 【申請者に使用人がある場合】 ・その者の住民票の写し		
4	参考様式第1号(申請者が 条例第13条第1号のアか らケまでに該当しないこ とを誓約する書類)	・参考様式第1号に沿って記載がされているか。 ・記入日、氏名及び住所は自筆で記入されているか。	
5	土砂等の盛土等の施工に 要する経費に係る資金を 調達する方法を記載した 書類及び右の欄に掲げる 書類	・法人にあつては、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・個人にあつては、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 ・資金を自己資金で調達する場合にあつては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類 ・資金を借入金で調達する場合にあつては、金融機関の融資を証明する書類	
6	承継の事実を証する書類		
7	その他長野県が必要と認 める書類	・その他審査を行う上で、長野県(管轄する建設事務所等)が求める書類	

3 申請窓口(お問い合わせ先)一覧

建設事務所名(住所)	管轄市町村	電話番号
佐久建設事務所 (〒384-0301 佐久市臼田2015)	佐久市(旧臼田町)、小海町、佐久穂町、 川上村、南牧村、南相木村、北相木村	0267-82-8271
佐久北部事務所 (〒385-8533 佐久市跡部65-1)	小諸市、佐久市(旧臼田町を除く)、御代田 町、軽井沢町、立科町	0267-63-3172
上田建設事務所 (〒386-8555 上田市材木町1-2-6)	上田市、東御市、長和町、青木村	0268-25-7164
諏訪建設事務所 (〒392-8601 諏訪市上川1-1644-10)	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、 富士見町、原村	0266-57-2935
伊那建設事務所 (〒396-8666 伊那市荒井3497)	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、 南箕輪村、中川村、宮田村	0265-76-6847
飯田建設事務所 (〒395-0034 飯田市追手町2-678)	飯田市、松川町、高森町、豊丘村、喬木村、 大鹿村、阿智村、下條村、泰阜村、阿南町、 天龍村、平谷村、売木村、根羽村	0265-53-0450
木曾建設事務所 (〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1)	上松町、南木曾町、大桑村、木曾町、木祖村、 王滝村	0264-25-2241
松本建設事務所 (〒390-0852 松本市大字島立1020)	松本市、塩尻市、麻績村、生坂村、山形村、 朝日村、筑北村	0263-40-1963
安曇野建設事務所 (〒399-8205 安曇野市豊科4960-1)	安曇野市	0263-72-8398
大町建設事務所 (〒398-8602 大町市大町1058-2)	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	0261-23-6533
千曲建設事務所 (〒387-0007 千曲市大字屋代1881)	千曲市、坂城町	026-273-5940
須坂建設事務所 (〒382-0073 須坂市大字須坂字中縄手1699-11)	須坂市、小布施町、高山村	026-245-1671
長野建設事務所 (〒380-0836 長野市南長野南県町686-1)	長野市、飯綱町、信濃町、小川村	026-234-9539
北信建設事務所中野事務所 (〒383-0022 中野市中央1-4-19)	中野市、山ノ内町	0269-22-3138
北信建設事務所飯山事務所 (〒389-2255 飯山市大字静間字町尻1340-1)	飯山市、木島平村、野沢温泉村、栄村	0269-62-4111
建設部都市・まちづくり課 (〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2)	2以上の建設事務所の管轄区域にわたるもの	026-235-7297